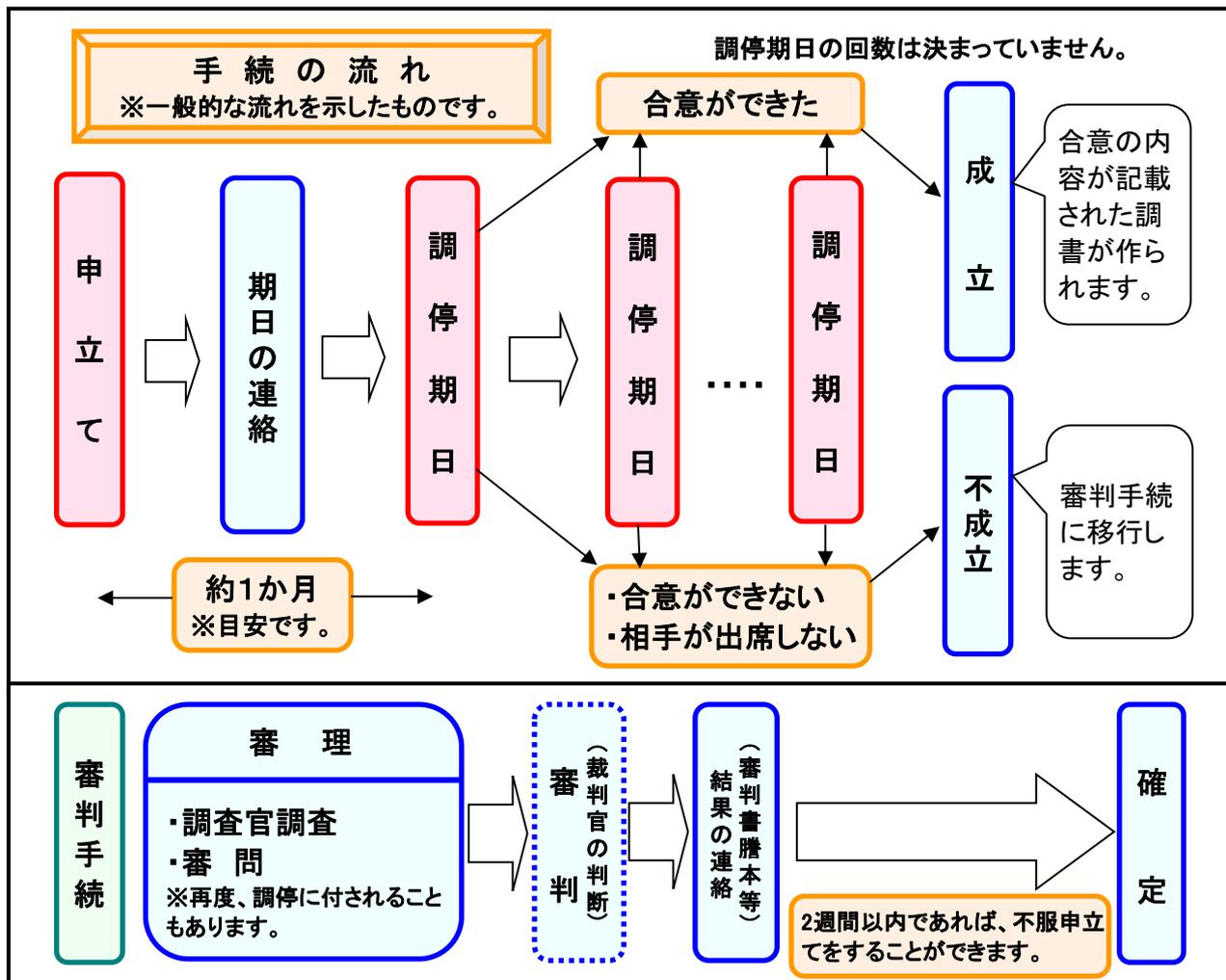


## 「面会交流」調停とは・・・

養育・監護していない親と子との面会、交流について、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、双方から事情や意見を聴いたり、必要に応じて資料を提出してもらうなどして、お互いが納得して問題を解決できるように、実情に即した助言やあっせんをする手続のことで（民法766条1項）。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	父又は母
申立てをする裁判所	相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 子1人につき 収入印紙 1,200円分 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 1,160円分 【84円10枚、100円2枚、10円10枚、2円10枚】 ※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書、申立書のコピー、申立付票、進行連絡メモ 各1通 <input type="checkbox"/> 子の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 ※そのほかに書類の提出をお願いすることがあります。



# よくあるご質問

## Q1 面会交流とは、どのようなことをいうのですか？

面会交流とは、離婚又は婚姻中の別居により、子と離れて暮らす親が子との面会(直接会うこと。)及びその他の交流(テレビ電話や電話による会話や、手紙やメール等による意思疎通などが含まれます。)を行うことをいいます。

## Q2 調停では、どのようなことを話し合うことができるのですか？

父母間で決めることが難しい場合には調停での話し合いが利用できます。調停では、面会交流を行うか否か、行う場合は、その回数、日時、場所などといった具体的な方法や内容について話し合うことができます。

## Q3 調停では、子との面会交流の回数や方法をどのようにして決めるのですか？

親子の面会交流は、子どもの健やかな成長にかなうものとなることが望まれます。そのために、調停では、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活のリズム、生活環境等を考えて、子どもに負担を与えることのないように十分配慮して、子の意向を尊重し、子の福祉にかなった取決めができるように話し合いを進めます。

## Q4 調停で、子どもの気持ちや意見等を聞くことはありますか？

基本的に調停の場で子どもの気持ちを聴くことはありませんが、調停委員会が必要と判断した場合には、心理学や社会学、教育学、社会福祉学などの知識や技法を持つ家庭裁判所調査官が、子どもの心身の状態にも十分配慮しながら、子どもの年齢などに合わせた方法で、その気持ちや意向等を確認することがあります。また、家庭裁判所調査官は、裁判所内の部屋を利用して行う面会交流に立ち会うなどして、親の子どもに対する態度や親子関係を観察したり、解決の方向性を検討したりすることもあります。

## Q5 解決するまでどれくらいの期間がかかるのですか？

話し合いの内容により、数回の期日で決まる場合もあれば、長期化する場合がありますが、お互いに子どもの親として尊重し合いながら、子どものことを第一に考えて話し合いを進めることが大切です。

## Q6 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

話し合いがまとまらない場合は、調停不成立となり、自動的に審判手続が開始されます。審判手続では、必要な審理が行われた上、裁判官が一切の事情を考慮して、審判で面会交流の可否や内容等を決めることとなります。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター  
( TEL 052-223-2830 )